

「社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画」

～「ひきこもり」の未然防止に向けて～

【担当部課】 教育庁指導部学校教育課
府民生活部青少年課

1 問題意識

- 不登校児童生徒への支援については、学校をはじめ、関係者において様々な努力がなされてきたが、小学校及び中学校では、平成24年度以降増加に転じ、以後6年連続で増加しており、高等学校においても、平成27・28年度で増加するなど、多くの児童生徒が不登校の状態になっている。また、一旦不登校となると小学校では40.9%、中学校では62.5%が90日以上欠席の不登校となっており、長期化する傾向が見られることもあり、教育における喫緊の課題の一つとなっている。
- 不登校の要因について、小学校では「家庭に係る状況」が最も多く、中学校においても相当数見受けられる。また、「学校に係る状況」では「友人関係をめぐる問題」「学業の不振」が多くなっていると同時に、「教職員との関係をめぐる問題」等、教職員の不適切な対応等が要因や背景となっていることもある。
また、発達に課題があり、集団になじめない場合や、ネグレクトなどにより保護者が学校に行かせない場合なども不登校の背景となっていることもある。
- いずれにしても、不登校の要因や背景が多様・複雑であることから、学校教育の観点のみで捉えて対応することが困難な場合があるため、学校や教育関係者による児童生徒や家庭への支援の充実だけではなく、学校への支援体制や福祉や医療などの関係機関との連携協力等のネットワークによる社会総がかりでの支援の充実を図ることが必要である。
- また、不登校児童生徒への支援は、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあることから、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、適切に他者からの助力も得ながら、社会的に自立することを目指す必要がある。一方で、不登校による学業の遅れや進路選択上の不利益といった社会的自立へのリスクが存在すること

も十分認識することが重要である。

- こうしたことを踏まえ、学校の内外を問わず、個々の状況に応じた学びの場を提供すべく、「不登校の未然防止」(※1)「休みがちな児童生徒への対応」「不登校児童生徒への支援」を進める枠組みの構築を図るとともに、教育支援センター(適応指導教室)や民間施設(フリースクール)等の学校外における教育の機会の充実、更には、中学校を卒業した不登校生徒に対する就学・就労も含めた「ひきこもりへの対応」などの支援を継続的に行っていく仕組みについて検討し、不登校に関する総合的な支援計画を策定する必要がある。
- なお、検討にあたっては、府と市町(組合)の役割分担やそれぞれの地域性に十分留意することが必要である。

※1 「不登校の未然防止」とは、魅力あるよりよい学校づくりを目指すことや児童生徒の個々の状況に応じた支援を充実させることを意味するものであり、不登校を「問題行動」と捉える趣旨ではない。

2 現状と課題

(1) 不登校の未然防止

<現状>

- これまでから、担任の教諭をはじめ、養護教諭を含めた教職員全体による日常的な心のケア等により、不登校傾向を示す児童生徒の早期発見・対応や未然防止に成果を上げている。
- 心理や福祉の専門家として、スクールカウンセラーを平成7年度から、まなびアドバイザー(京都式スクールソーシャルワーカー)(※2)を平成19年度から学校に配置し、年々その充実を図ることにより、児童生徒へのカウンセリングによる心のケアや家庭支援、また、福祉などの関係機関との連携が進んできている。
- スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等を講師とした校内研修を積極的に実施しており、教員のカウンセリングマインド等の向上に努めている。

- 小中や中高といった校種間の連携により、不登校傾向がある児童生徒の情報を共有し、学級編制や年度当初の指導に生かしている。

※2 平成21年度から「まなび・生活アドバイザー」として配置。

<課題>

- 若手教員の増加等に伴い、教職員の経験不足などからくる不適切な言動・指導などが不登校の要因になっている場合もあることから、これまで培われてきた学級経営や生徒指導等の手法の継承とともに、発達障害への理解・対応なども含めた、教員個々の指導力の向上を図る研修等の充実が必要である。
- 児童生徒が出すサインを早期に受け止め、適切な対応につなげることができるよう、当該児童生徒に関する状況を共有するとともに、具体の支援の在り方を検討し、早期の個別の支援計画の策定につなげるため、学校内外の関係者で構成する連携のための会議が各学校において必要である。しかしながら、現状のいわゆるケース会議では、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーの参画も不十分な場合もあり、その他の福祉関係者等の参画も不十分な状況にある。
- 不登校の要因について、「家庭に係る状況」が小学校では最も多く、中学校においても相当数あることから、家庭への支援を充実する必要がある。
- 学校をはじめ関係者による様々な取組により、相当数の不登校が解消しているが、新たな不登校の増加が全体の不登校数の増加につながっており、不登校の未然防止について効果的な取組が必要である。

(2) 休みがちな児童生徒への対応

<現状>

- 学校へは登校できるが教室には入りにくかったり、休みがちな児童生徒への対応については、教育や心理等の専門家を目指す大学生等を心の居場所サポーターとして学校に配置している。教員や心の居場所サポーターによる別室での対応も含めた個別の対応が早期解決につながっている。
- 学校としての組織的な対応、本人及び保護者への早期のスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーによる対応、各市町が設置す

る教育支援センターにおける児童生徒への支援や教育相談などにより、休みが長期化することなく登校できるようになっている場合もある。

- 児童生徒や保護者からの悩みなどの相談窓口として、京都府では24時間電話相談やメール相談などを行うトータルアドバイスセンターを設置しており、総合的な教育相談を行うことにより、休みがちな児童生徒や保護者に対しても悩みや不安の解消に努めている。

<課題>

- 別室や保健室等での個別対応について、教員だけで十分な対応を行うことは難しい。また、心の居場所サポーターの配置は、平成30年度において、小学校で16校、中学校では22校であり、十分とは言えず、その効果的な活用や配置について検討する必要がある。
- スクールカウンセラーの中学・高等学校への配置は進んできており、平成30年度においては全校に配置している。一方で、小学校においては、37校の配置であり十分とは言えない。また、まなび・生活アドバイザーや心の居場所サポーターも未配置校が多く、学校として十分な活用が見られない例もあり、配置の充実とともに、それぞれの専門性を生かした効果的な活用を推進すべきである。
- 教育支援センター職員の9割以上が非常勤職員で、その多くは元教員であり、心理の専門家ではないことから、職員の専門性を高めるとともに、スクールカウンセラー等の専門家の配置の充実を図る必要がある。
- スマートフォンの普及等に伴い、子どもの主なコミュニケーション手段として、SNSが利用される機会が増えていることを踏まえ、SNSを通じて様々な悩みを発信する子どもが適切な相談窓口にアクセスできる仕組みについて検討する必要がある。
- 小・中学校では、地域住民等による児童生徒の学習や体験活動等への支援などの地域連携が進んでいるところであるが、休みがちな児童生徒の別室対応等に係る地域住民等による支援については、個人情報問題もあり慎重な対応が必要である。

(3) 不登校児童生徒への対応

<児童生徒・学校・家庭への対応>

<現状>

- スクールカウンセラーは全ての中学校・高等学校に配置しており、認知や活用が進んでいることから、学校としての不登校対応の取組が進み、相当数の不登校の解消につながっている。
- まなび・生活アドバイザーは、平成30年度において、小学校28校、中学校40校、高等学校5校に配置するとともに、すべての未配置校に派遣しており、学校と民生児童委員などの福祉関係者や福祉関係機関等との連携が進み、児童生徒の課題改善につながっている。
- 児童生徒や保護者からの悩みなどの相談窓口として、京都府では24時間電話相談やメール相談などを行うトータルアドバイスセンターを設置しており、総合的な教育相談を行うことにより、休みがちな児童生徒や保護者に対しても悩みや不安の解消に努めている。(再掲)

<課題>

- 学校における不登校への対応は、学校復帰を目指すあまりに、不登校児童生徒個々の状況に応じた学びの場の選択に関し、柔軟な対応となっていないケースも見られるため、管理職自らが児童生徒支援の基本的な考え方を示し、研修などを通して、支援の考え方について教員への浸透を図る必要がある。
- 学校として組織的で効果的な支援を行うためには、管理職によるマネジメントが一層重要となる。
- スクールカウンセラーの中学・高等学校への配置は進んできており、平成30年度においては全校に配置している。一方で、小学校においては、37校の配置であり十分とは言えない。また、まなび・生活アドバイザーや心の居場所サポーターも未配置校が多く、学校として十分な活用が見られない例もあり、配置の充実とともに、それぞれの専門性を生かした効果的な活用を推進すべきである。(再掲)
- スマートフォンの普及等に伴い、子どもの主なコミュニケーション手段として、SNSが利用される機会が増えていることを踏まえ、SNSを通じて様々な悩みを発信する子どもが適切な相談窓口にアクセスでき

る仕組みについて検討する必要がある。(再掲)

- 不登校児童生徒への効果的な支援には、自己肯定感の低下や発達に課題があり集団になじめないなどの様々な要因や背景を的確に把握し、個々の状況に応じた支援計画を策定することが必要であり、そのためには、学級担任だけでなくスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等による専門的見地からの見立て（アセスメント）が有効である。また、支援計画の実行にあたっては、教育支援センター、児童相談所等の外部の関係機関との連携が必要な場合もあり、様々な専門家や関係機関等との連携ができるよう、当該児童生徒に関する状況を共有し、具体の支援の在り方を検討することができる学校内外の関係者で構成する連携のための会議が各学校において必要である。しかしながら、現状のいわゆるケース会議では、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーの参画も不十分な場合もあり、その他の福祉関係者等の参画も不十分な状況にある。
- 小中連携が進んでいる一方で、中学1年生で不登校生徒数が大きく増加しており、小・中学校間での一層効果的な連携を推進する必要がある。
- 不登校児童生徒が学校に登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、徐々に学校生活になじむよう指導上の工夫を行う必要がある。
- 不登校生徒の中学校卒業後の進路として、「京都フレックス学園構想」による府立高校があるが、平成30年度現在、府内に1校のみであり、通える範囲や人数に限りがある。

<学校以外の機関との連携>

<現状>

- 学校以外なら通える児童生徒については、教育支援センターや民間施設への通所を促しており、教育支援センターへ通所する児童生徒の内、約4割が学校に復帰している。また、民間施設への通所者は少数であるが、府内だけではなく他府県にも及んでおり、学校に復帰しているケースもある。
- 市町が設置する教育支援センターは、その支援により一定数の児童生徒を学校復帰させていることに加え、府内の教育支援センターの中

には、通所希望者への支援はもとより、支援を通じて蓄積した知見や技能を活かし、通所を希望しない児童生徒に対する訪問型支援（アウトリーチ）、各学校における不登校児童生徒の状況把握・支援、教育相談等、総合的な不登校児童生徒支援を展開し、市町における不登校支援の中核となっているものもある。

- 京都府教育委員会としては、平成17年度から不登校児童生徒の学校復帰や希望進路の実現に向けて取り組んでいる民間施設（フリースクール）との連携を推進してきており、その中で6施設を府認定フリースクールとして認定し、学校、市町（組合）教育委員会、家庭と連携した教育活動等が進められている。
- 学校に登校しにくい状況にある児童生徒が宿泊を共にして、野外活動や集団遊び等を体験する「ふれあい宿泊学習」は、他の参加者とともに様々な体験を重ねることにより、活動への意欲や自信を持つことにつながっている。また、自己主張ができるようになったり、人と話すことの楽しさを味わうことができ、学校に登校できるようになった児童生徒もいる。

<課題>

- 市町が設置する教育支援センターにおいて、一定数の児童生徒が学校復帰をしていること、また、支援を通じて蓄積した知見や技能を活かし、児童生徒に対する訪問型支援、各学校における不登校児童生徒の状況把握・支援、教育相談等、総合的な不登校児童生徒支援を展開していることを踏まえ、今後、不登校児童生徒支援を充実する上では、教育支援センターを各市町（組合）における不登校児童生徒支援の中核的な拠点として位置づけ、未設置の市町（組合）に対する設置支援や教育支援センターに代わる体制整備の支援、既に設置されている教育支援センターの機能充実・拡充を図ることが非常に重要である。
- このため、一定の体制を備えた教育支援センター（あるいはそれに相当する機能）を府内全市町（組合）において有することが必要であるが、既に設置されている教育支援センターでは、職員の9割以上が非常勤職員であり、その多くは元教員であることから、職員の専門性を高めることや、スクールカウンセラー等専門家の配置の充実を図ることが必要である。また、地域によっては、教育支援センターが非常に広範囲をカバーしていたり、設置そのものが難しい地域もあり、現状においては、その必要性に比して、市町（組合）間での差が大きい。

- これを踏まえ、各市町（組合）が一定の機能を備えた教育支援センター（あるいはそれに相当する機能）を有することができるように支援することは、広域自治体である京都府の役割であると考えらるべきである。
- 民間施設への通所については、多様で多数ある施設等の情報が十分ではなく、通所したくてもできない状況もあるのではないかと。また、通所している児童生徒については、学校や市町（組合）教育委員会との連携の在り方について考える必要がある。
- 学校以外の場における教育の機会として、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨も勘案し、京都府として、既述の課題も含め、教育支援センターや民間施設等をはじめとした、児童生徒の状況に応じた適切な学びの場をいかに提供するかについて考える必要がある。
- 宿泊学習の実施にあたっては、参加する児童生徒数以上の大学生等の運営協力者が必要であり、その確保について考える必要がある。

(4) ひきこもりへの対応

<現状>

- 平成29年度「ひきこもり実態調査」によると、ひきこもりのきっかけとして「不登校」が最も多く全体の24%を占めており、特に20代では、その割合は34%と更に大きい。
- 京都府が設置するひきこもり相談窓口（脱ひきこもり支援センター及びチーム絆・地域チーム）への相談のうち、10代の新規相談は増加傾向にあり、平成29年度では全体の39%を占める。
- 脱ひきこもり支援センターでは、「早期支援特別班」が中学校・高等学校等を訪問し、ひきこもりがちな児童生徒の状況を把握するとともに、学校等からの要請に基づく本人及び保護者への継続的な訪問支援などにより、児童生徒の復学や就労へのつなぎなどを行っている。
- また、高等学校中途退学者は、ここ数年減少傾向にあるが、中途退学の要因については、学校生活や学業への不適應が約4割近くを占めており、学年別にみると1年生での中途退学者が最も多く、単位制を

除くと約6割を占めている。

<課題>

- ひきこもりがちな児童生徒への支援について、小・中学校在籍時は各学校において家庭訪問や教育相談、教育支援センター等における支援を行っている。中学校卒業後は、各学校の支援が終了するため、脱ひきこもり支援センター等の関係機関において、途絶えることなく、安定した支援を継続し、一時的な支援中断を含め、本人や保護者を社会から孤立させないようにすることが、ひきこもりの長期化を防ぐ上では重要である。
- そのため、中学校在籍時において、中学校や市町（組合）教育委員会から早期支援特別班に対する迅速かつ適切な支援要請につなげる必要がある。しかし、支援にあたっては、生徒の機微な情報を取り扱う必要があるところ、中学校、市町（組合）教育委員会と早期支援特別班との関係構築や早期支援特別班に対する認知が十分ではなく、支援要請につながっていないケースが多く見られる。
- したがって、卒業後の継続した支援には、学校や市町（組合）教育委員会、京都府教育委員会、早期支援特別班等が緊密な関係を構築し、福祉・医療など関係機関を含め、一体となって対応できる組織が必要である。
- 高等学校を中途退学した子どもについては、その後の進路などの状況把握が困難なため、必要な支援につながっていない。
- 一方、ひきこもりの悩みを抱える保護者の中には、子どもへの対応や相談機関がわからなかったり、相談することへの心理的な葛藤を抱えるなど、専門機関へ相談できない状態が続いた結果、ひきこもりが長期化しているケースも少なくない。

3 施策の基本方向・重点施策

(1) 不登校の未然防止

- 学校としては、地域や学校の実情を踏まえ、魅力あるよりよい学校づくりに努め、まずは学校教育の充実や学校生活に起因する問題が生

じないようにすることが大切である。

そのため、若手教員の増加の現状も踏まえ、日常的な学級経営等の指導力の向上を図ることはもとより、不登校の未然防止等について、不登校児童生徒支援のためのハンドブック等を作成し、それらを活用した研修など、教員の資質の向上を図る取組を充実する。

- 児童生徒自らが周囲に対して、適切にSOSを発することができるような教育の充実を図る。(指導事例等を既述のハンドブック等に記載)
- 学校においては、児童生徒にきめ細かく目が行き届き、早期に支援ができるよう、児童生徒の状況や今後の支援等についてまとめた個別の支援計画の策定や、組織的な対応ができる学校体制づくりを進める。(学校体制づくりの具体例等を既述のハンドブック等に記載)
- 不登校の要因として「家庭に係る状況」が占める割合が高いこと、また、一旦不登校となった児童生徒は長期化する傾向が見られることから、家庭に対して、児童生徒への支援に関する情報提供の場を設けたり、保護者への相談対応等、保護者に寄り添った支援を充実する。

(2) 休みがちな児童生徒への対応

- 学校に登校しにくい状況にあったり、登校できるが教室には入りにくいといった段階から、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の専門家による見立てや、支援計画の策定を進める。(支援計画策定に係る参考事例等を既述のハンドブック等に記載)
- 支援計画に基づき、別室での対応等を行う人材として、心の居場所サポーター等の配置を充実するとともに、効果的な活用事例を共有化して支援の充実を図る。
- 子どもの主なコミュニケーション手段であるSNS等を活用した相談窓口を試行的に設置するなど、新たな教育相談体制について調査研究する。
- 各市町(組合)や各学校において、放課後の補習学習などへの地域住民等による支援など地域との連携が進んできているとともに、京都府教育委員会において、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組を推進している中で、地域住民等の力を不登校児童生徒支援にどう活用できるのか研究を進める。

(3) 不登校児童生徒への対応

＜児童生徒・学校・家庭への支援＞

- 学校復帰への支援はもとより、学校復帰という結果のみを目標にするのではなく、不登校児童生徒の社会的自立を目指す支援の在り方等について、不登校児童生徒支援のためのハンドブック等を作成し、それらを活用した、管理職も含めた教職員研修の充実を図る。

- 学校復帰してきた児童生徒については、登校はできるが、教室に入るまでには時間がかかる場合が多く、長期的に支援をしていく必要がある。そのためには、安心して学校生活を送れるよう、個々の状況に応じた支援計画を策定するなど、学校全体で支援できるような体制づくりを進める。(学校体制づくりの具体例等を既述のハンドブック等に記載)

- 不登校への対応は適切な見立てがなければ、効果的な取組とはならない。小学校の低学年から不登校児童数が増加している中、各校種へのスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の専門家の配置の充実や、その活用の在り方について改善を進める。

- 児童生徒への効果的な支援ができるよう、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の専門家による見立てを通じて、個々の児童生徒の状況に応じた支援計画を策定するため、当該児童生徒に関する状況を共有し、具体の支援の在り方を検討する、学校内外の関係者で構成する「拡大ケース会議(仮称)」(以下「拡大会議」という。)について、既存のケース会議を活用しつつ、各学校において適切に実施されるようにする。

こうした拡大会議にスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーが十分に参画できるようにするためにも、その配置の一層の充実を図るとともに、当該児童生徒や保護者の状況に応じ、教育支援センター、早期支援特別班や児童相談所といった福祉関係者、警察等も参画することができるようにする。

このため、京都府教育委員会は、府民生活部等と連携しつつ、その具体的な在り方について、実践参考事例を既述のハンドブック等に記載するとともに、市町(組合)教育委員会に対して、学校内外の必要な関係者が参画した形での拡大会議の実施を促進する。

- その中で、まなび・生活アドバイザーについては、人材そのものが不足しており、育成を含めた人材の確保方策について検討する。
- 子どもの主なコミュニケーション手段であるSNS等を活用した相談窓口を試行的に設置するなど、新たな教育相談体制について調査研究する。(再掲)
- 不登校児童生徒の家庭に対しては、学校からの家庭訪問や教育支援センター等による訪問型支援が成果を上げている。児童生徒や保護者、家庭の状況に応じた、より充実した支援のためには、学校、市町(組合)教育委員会と医療や福祉機関等が連携した支援が必要であり、そのためにも、上記の拡大会議の実施を促進する。
- 校種間の連携については、効果的な連携事例を共有化するなどして、一層効果的な連携を推進する。
- 学校に登校しにくい状況にある児童生徒が宿泊を共にして、様々な体験をすることは、有効な取組であり、運営協力者の人材確保を図るために、大学等に広く広報するなどの対応を行う。
- 不登校児童生徒のために特別に編成した教育課程を実施するいわゆる不登校特例校について、分教室や分校型といった形式も含めて、その在り方や設置等に関して、市町(組合)のニーズ等を踏まえつつ、京都府と市町(組合)が連携した調査研究を進める。
- 中・長期的には、「京都フレックス学園構想」による府立高校の取組の成果も踏まえ、柔軟なシステムによる高等学校の拡充について検討する必要がある。

<学校以外の機関との連携>

- 不登校児童生徒支援を充実するためには、教育支援センターを各市町(組合)の支援の中核的な拠点と位置づけ、府内全市町(組合)に一定の体制を備えた教育支援センター(あるいはそれに相当する機能)を整備する必要がある。しかし、各市町(組合)における状況や課題も様々であり、市町(組合)のみで体制を整備することが難しい現状を踏まえ、京都府教育委員会は広域自治体の役割として、各市町(組合)が一定の体制を備えた教育支援センター等を運営できるよう様々な観点から支援を行う。

- 具体的な支援として、市町（組合）が設置する教育支援センターの職員の専門性を高めるとともに、その体制及び機能の充実や拡充を図るため、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の専門家の配置など、市町（組合）への支援を行う。その際、教育支援センター及び学校に配置・派遣されるスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーは、相互に緊密な連携が図れるよう留意する。
- また、学習支援のために学校に配置している心の居場所サポーターを教育支援センターに配置する他、例えば、配置した心の居場所サポーターの家庭での学習支援等での活用、ICTを活用した学習支援、作業活動を通じた療法等を行う専門家の活用等新たな方策について、市町（組合）教育委員会と連携した調査研究を行う。
- 教育支援センターの設置そのものが難しい地域等についても、一定の体制や機能を備えた教育支援センター（あるいはそれに相当する機能）を有するよう、教育支援センターの設置促進、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の専門家の配置など、地域の課題を踏まえた市町（組合）への支援を行う。
- また、地域の方々の交流の場となっている公民館などの既設の公的施設を活用した教育支援センターや運営を民間団体等に委託する公設民営の教育支援センターなどの在り方や設置等について、市町（組合）のニーズ等を踏まえつつ、京都府と市町（組合）が連携した調査研究を進める。
- 府内の子どもたちが通所できる民間施設について、パンフレットの作成・配布や府教委のホームページによる情報発信を進めることなどにより周知を図る。
- 民間施設と学校や教育委員会との連携を推進する。その際、例えば、民間施設も参加した合同の会議により、情報の共有や支援策についての共通理解を図るなど、府認定フリースクールの取組事例等も踏まえ検討する。

(4) ひきこもりへの対応

- 中学校在籍時から適切なひきこもり支援を開始するためには、中学校や市町（組合）教育委員会から早期支援特別班に対する迅速かつ適

切な支援要請につなげる必要があるところ、現状、中学校、市町（組合）教育委員会と早期支援特別班との関係構築や、早期支援特別班に対する認知が十分でないことが課題となっているとともに、支援要請にあたっては児童生徒の機微な情報を取り扱うことを十分踏まえる必要がある。

このため、早期支援特別班、学校、市町（組合）教育委員会、京都府教育委員会が連携を深め、例えば、関係者による定期的な情報交換や連携の機会の創出、福祉・医療などの関係機関との連携強化など、関係機関がネットワークを形成し、一体となって対応できるようにする必要がある。

こうしたことから、京都府教育委員会及び府民生活部で構成する「不登校・ひきこもり対応連携組織（仮称）」（以下「連携組織」という。）を立ち上げ、恒常的に京都府の教育行政による不登校児童生徒対応と福祉行政によるひきこもり対応の連携を確保することとし、その結果を踏まえ、市町（組合）教育委員会や福祉・医療関係者との具体の支援に向けた調整の場の創出へとつないでいく仕組みを構築することにより、不登校からのひきこもり化やひきこもりの未然防止を図る。

- また、卒業後も途絶えることなく、安定した支援を受けられる仕組みを構築する観点からは、早期支援特別班が、学校訪問や学校での拡大会議に参加するなど、中学校在籍時から卒業後も支援が必要となる可能性が高いと考えられる生徒の状況を把握し、卒業後も一定期間、当該生徒の状況を把握しつつ、実際に支援が必要となった場合には迅速に対応する。
- このように、中学校在籍時からの支援開始や中学校卒業後の継続的支援のためには、教育関係者や福祉関係者との関係構築、中学校卒業後の状況把握等が必要であることから、早期支援特別班のネットワーク形成やコーディネートに係る機能をさらに拡充する必要がある。このため、今後、平成29年度からの活動を踏まえた運用改善も図りつつ、早期支援特別班の体制を強化することとする。その際、京都府教育委員会は、連携組織を通じて十分に早期支援特別班を所管する府民生活部と連携し、関係者によるネットワーク形成等において、市町（組合）教育委員会等が円滑に対応できるようにする必要がある。
- さらに、高等学校を中途退学したひきこもりがちな子どもに対しても、中途退学後では状況把握が困難であることから、学校在籍中から生徒の状況を把握し、できるだけ早期に、個々の状況に応じた適切な

支援につなげるため、学校、家庭と早期支援特別班が連携する仕組みを検討する。また、退学後、進路が定まらない子どもに対しては、「職親事業」(※3)による就労体験や基礎的就職支援事業などの就労訓練を紹介し、就労意欲が高まればジョブパークなどから就労につなげていく。

- 不登校やひきこもりの悩みを抱える保護者に対しては、ひきこもりに対する理解の促進や脱ひきこもり支援センターの取組の周知を図り、支援相談のきっかけとなるよう、保護者向け相談会などを実施する。

※3 京都府では、ひきこもりの青少年の就労体験を受け入れる事業所を「職親」として認定し、1日から1カ月程度の就労体験活動を実施している。

工 程 表

※京都府が取り組む主な施策を記載

施 策	2019年度(平31)	2020年度(平32)	2021年度(平33)以降
不登校の未然防止 ①不登校児童生徒支援ハンドブックの作成 ②教職員研修の充実	作成 →	活用 →	
休みがちな児童生徒への支援 ①心の居場所サポーター配置	順次充実		
不登校児童生徒への支援 〈児童・学校・家庭への支援〉 ①スクールカウンセラー配置・派遣 ②まなび・生活アドバイザー配置・派遣 ③不登校特例校（分教室、分校型）の在り方 ④柔軟なシステムによる高校	順次充実		
	順次充実		
	調査研究		
	拡充検討		
〈学校以外の機関との連携〉 ①教育支援センターへの支援 ・心の居場所サポーター ・スクールカウンセラー ・まなび・生活アドバイザー ・ICTを活用した学習支援等新たな方策 ・公的施設を活用した教育支援センター等の在り方 ②民間施設等への支援 ・学校と連携した教育活動への支援 ・パンフレット等による民間施設に関する情報発信	配置及び派遣等 順次支援充実		
	調査研究		
	調査研究		
	順次充実		
	作成 →	周知 →	
ひきこもりへの対応 ①不登校・ひきこもり対応連携組織（仮称） ②在学時からの適切な支援及び卒業後の継続した支援 ③早期支援特別班のコーディネート機能充実・体制強化 ④保護者向け相談会	連携推進		
	支援体制充実	支援充実	
	機能充実 体制強化 実施	支援充実	

〈参 考〉

【検討会議の開催状況】

第1回	(日 時) 平成30年8月10日(金) 午後2時～同4時30分 (場 所) ホテル ルビノ京都堀川 朱雀の間
第2回	(日 時) 平成30年9月5日(水) 午前10時～正午 (場 所) ホテル ルビノ京都堀川 朱雀の間
第3回	(日 時) 平成30年9月13日(木) 午後2時～同4時 (場 所) ホテル ルビノ京都堀川 朱雀の間
第4回	(日 時) 平成30年11月1日(木) 午前10時～正午 (場 所) ホテル ルビノ京都堀川 アムールの間

【検討会議委員名簿】

(五十音順・敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等
参 与	本 間 友 巳	京都教育大学教授
案 メ ン バ ー	梅 澤 良 子	聖母の小さな学校副代表
	岡 花 秀 樹	長岡京市教育支援センター所長
	金 丸 京 子	亀岡市立南桑中学校長
	河 瀬 雅 紀	京都ノートルダム女子大学現代人間学部・心理学科教授
	後 野 文 雄	国立舞鶴工業高等専門学校特命教授
	島 本 秀 美	木津川市立南加茂台小学校長
	高 野 憲 一	京都府健康福祉部家庭支援課長
	中 山 泰 輔	NPO 法人若者と家族のライフプランを考える会
	長 澤 哲 也	まなび・生活アドバイザースーパーバイザー
	松 田 定	井手町教育委員会教育長
宮 村 仁	京都府立清明高等学校長	
山 本 千世子	まなび・生活アドバイザースーパーバイザー	